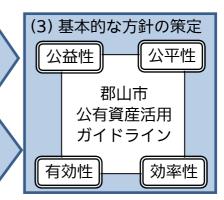
### 郡山市公有資産活用ガイドライン(一部改訂)【概要版】

#### 1 策定の目的

- (1) 現在の課題
  - ① 未利用財産の所有管理
  - ② 未利用財産等に係る財政的負担
  - ③ 公有財産の最適利用・有効活用
- (2) 公有資産のあるべき姿

最少の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項) 財産の効率的な運用(地方財政法第8条) 資産の有効活用による新たな財源の確保



### 2 具体的な取組み

### (1) 未利用財産(普通財産)の処分

- ・有効活用
- ① 売却による処分
- ② 一時貸付け、定期借地及び 土地等信託による活用

### (2) 公有財産の最適利用

- ① 行政財産の再検証
- ② 貸付普通財産の再検証
- ③ 国・県との情報共有

# (3) 行政財産の余剰スペースの 有効活用

- ① 自動販売機の設置
- ② 太陽光発電設備の設置
- ③ 広告・デジタルサイネージ 等の設置

# (4) 土地開発基金で保有する事業 実施が困難な土地の有効活用

- ① 保有状況の確認
- ② 他事業での利用
- ③ 普通財産として処分・有効 活用

## (5) 広告事業の推進

- ① 広告の掲載・掲出
  - 「広告媒体:公共施設の壁面等、公用車、ウェブサイト、各種印刷物」
- ② ネーミングライツの実施

※ 公募を原則とする。

### 3 推進体制とその他の取組み

- (1) 公有資産活用調整会議
- ・情報の共有・多角的な検討
- ・PDCAサイクルによる進行管理
- (2) 人材の育成
- ・講演会の開催
- 先進地調査

### (3) その他

- PPP・収益の活用
- ・情報の公開